

仮想通貨の課税関係について

「仮想通貨」と聞いたら、皆さんはどのようなイメージを持たれるでしょうか？ビットコインなどのに代表される仮想通貨ですが、少し前までは、税法上特別な規定はなかったものの、市場流通量・世間の認知度が高まってきたこともあり、税法の改正・国税庁からの見解が発表されています。そこで今回は今話題の「仮想通貨」の課税関係について述べさせていただきます。

(1) 所得税

① 課税関係

仮想通貨を使用することにより生じる損益(所得)に対して課税される。

② 課税区分

原則、雑所得に区分され、他の所得と合算され累進課税により所得税が課される。

(※最高税率55%)

※所得税45%+住民税10%

(2) 消費税

• 改正前

仮想通貨の売買について消費税が課されていた。



• 改正後

仮想通貨については、消費税法上「支払手段」と定義され消費税は課されないこととなった。

